

第2章 投資

商務部の発表によると、2024年の中国の外資利用額（実行ベース）は前年比27.1%減の8,262億5,000万元と2年連続で減少した。国際収支統計における対内直接投資額（速報値）は、前年比89.5%減の45億ドルと大幅に減少した。日本側統計（ネット、速報値）では、対中直接投資額は2年ぶり増加したもののわずかな伸びにとどまった。

ジェトロの調査では事業の縮小や移転・撤退を考える日系企業は限定的なものにとどまったものの、事業を拡大意欲はこれまでで最低となった。日系企業にとって中国は引き続き重要な投資相手国であり、移転・撤退を考える割合はわずかであるものの、事業拡大の意欲は年々弱まっている。また、輸出先としても他国と比べ相対的な重要性が薄れている。

中国政府は、外資に対するビジネス環境改善や法整備などを引き続き進めている。他方、依然としてビジネス上の予見可能性低下への懸念、政府の規制運用・手続の明確化・簡素化や情報公開などについて改善要望が寄せられている。

商務部の2025年1月17日の発表によると、中国の2024年の外資利用額（実行ベース）は前年比27.1%減の8,262億5,000万元だった。産業別にみると、製造業は2,212億1,000万元だった。医療機器・設備および計測機器製造業は98.7%増、コンピュータ・オフィス設備製造業は21.9%増だった。投資元の国・地域別に見ると、スペインが約2.3倍、シンガポールが10.8%増、ドイツが2.2%増、スイスが1.0%増だった（注1）。

また、国家外貨管理局の2025年2月14日の発表では、2024年の国際収支統計（速報値）における対内直接投資額（直接投資負債額、フロー）は前年比89.5%減の45億ドルと大幅に減少した。2021年に過去最高の3,441億ドルを記録したものの、その後3年で1991年（44億ドル）以来の水準に落ち込んだ。

日本側の統計（財務省発表）では、2024年の日本の対中直接投資額（国際収支統計ベース、ネット、フロー、速報値）は4,931億円と前年から49億円増となり、2年ぶりに増加に転じた。対中直接投資の実行額は1兆821億円と1,787億円減少したが、回収額も5,889億円と1,836億円減少したためネットでは増加となった。

ジェトロが中国を含む各国・地域の日本企業の現地法人を対象に実施している「海外進出日系企業実態調査」（2024年度調査）によると、今後1～2年の事業展開の方向性を「拡大」と回答した割合は21.7%だった。前年の27.7%

から6ポイント低下し、3年連続での減少となり過去最低を更新した。また、事業を「縮小」と回答した割合は12.9%、「第三国（地域）へ移転・撤退」と回答した割合は1.4%と前年からそれぞれ2.6ポイント、0.7ポイント増加したものの、「現状維持」も64.6%と2.3ポイント増加した。

ジェトロが海外ビジネスに関心が高い日本企業（本社）を対象に実施している「日本企業の海外事業展開に関するアンケート調査」の2024年度の結果を見ると、「今後海外で事業拡大を図る国・地域」（複数回答）は、1位が米国で38.6%、中国は24.9%で2位となった。中国は前年の3位から順位を上げたが、米国との差は5.5ポイントから13.7ポイントに拡大した。また、「最も重視する輸出先」について中国と回答した企業は14.8%となり2年連続で2位にとどまった。ただし、今後の中国ビジネス展開の方針として「中国ビジネスは縮小して、他国への移管を検討する」は7.6%、「中国ビジネスから撤退して、他国での展開を検討する」は1.0%でほぼ前年と同水準にとどまっている。

これらの調査を踏まえると、日本企業にとって中国は引き続き重要な投資相手国であり、移転・撤退を考える企業はわずかであるものの、事業拡大の意欲は年々弱まっていることがうかがえる。また、輸出先としても他国と比べ相対的な重要性が薄れている。中国政府が白書の建議事項に対応することで、日系企業を含めた外資系企業の事業拡大意欲の増加につながることを期待する。

2024年も中国政府は対外開放を推進し、外資系企業に対する法制度の整備などを含む、ビジネス環境の整備が進んだと評価できる。

4月11日に国家发展改革委員会など8部門は「入札・応札分野の公平競争審査規則」（2024年第16号令）を交付した。入札・応札などでの資格審査、評価方法、評価基準、信用評価、保証金納付などに関し、外資系も含めた企業形態による差別的な扱いを制限した。

7月25日に商務部など7部門は「ハイレベルの対外開放を推進するための外国人向け宿泊の利便性向上へ向けた取り組みに関する通知」を発表した。外国人の宿泊取り扱いを制限しないことや、外国語対応可能なフロント受付員の配置を奨励している。

9月7日に国家卫生健康委員会、国家薬品监督管理局は「医療分野の対外開放拡大の試行に関する通知」（商資函〔2024〕568号）を発表した。外資導入によって医療分野の質の高い発展を促進し、国民の医療・健康ニーズを満たすため、バイオ技術分野の開発や応用と、外国資本による独資での病院設立について、一部の地域で規制緩和

を試行するもの。

9月10日に国家発展改革委員会、商務部は外資企業の投資を制限・禁止する分野を示した「外商投資参入特別管理措置（ネガティブリスト）（2024年版）」（国家発展改革委員会、商務部令第23号）を公布した。リストでは、2021年版から（1）出版物の印刷は中国側の持ち分支配とする規制、（2）漢方薬材における蒸す、煎（い）る、炙（あぶ）る、焼くなどの加工処理技術の応用および漢方薬剤の秘伝処方製品の生産への投資を禁止する規制の2点が削減され、全29項目となった。これにより、製造業についてネガティブリスト上の参入規制は撤廃された。

10月10日に司法部と国家発展改革委員会は「民間経済促進法（意見募集稿）」を発表した。同草案は全9章77条の構成で、民間経済の発展環境を最適化し、各種経済組織が市場競争に公平に参加できることを保障し、民間経済の健全な発展と人材の成長を促進することをねらう。

11月25日には日本の一般旅券保持者に対して、ビザ免除措置を再開するとともに、滞在期間は従来の15日以内から30日以内に拡大した。

今後も中国においていっそうの対外開放と、外資系企業が平等に活動できるビジネス環境整備が促進されることを期待する。

注1： 中国の外資利用額の多くを香港が占めており、中国外資統計公報2024では2023年の香港のシェアは68.1%となっている。

注2： 2014年1月取引分からIMF国際収支マニュアル第6版（「BPM6」）に基づいて計上した統計となるため、それ以前の連続性がない。

投資における具体的問題点

公平な競争環境の確保

秩序ある競争の行われる市場体系の建設のため、外資系企業への対中投資のリスクと見られている不透明な制度運営の改善に期待が寄せられており、法制度解釈の統一の運用、制度変更の際の十分な準備期間確保、諸手続の簡素化・迅速化、申請・照会に対する文書での回答といった予見可能性等に資する改善が引き続き望まれる。また、「信頼できないエンティティ・リスト規定」「輸出管理法」「外国の法律および措置の不当な域外適用を阻止する規則」「外商投資安全審査弁法」について、どのように運用されるか、適用対象の定義がどのようなものかなどに不明確な点があるため、予見可能性が大きく低下しており、改善が求められている。

対外開放の拡大

「外商投資参入特別管理措置（ネガティブリスト）（2024年版）」により、製造業についてネガティブリスト上の参入規制は撤廃された点は評価できる。しかし一部業種では、ネガティブリストには規定がないものの他の関連法令によって、外資の参入が実質的に制限されている分野も

依然として残っている。そのような事例に対応するため政府内に対応窓口を設け問題を把握するとともに、関連部門との連携により必要な関連法令の改正を行うことができるような、体制の整備が求められている。

政府の規制運用・手続の明確化・簡素化

国有資産の譲渡手続は通常の持ち分譲渡手続に加え、別途審査・許可取得、資産評価、公開取引等の一連の手続も必要とされるなど、実務上で所要期間が相当必要になっており、簡素化が求められている。税務登記抹消にかかる時間短縮の実現や登記簡易抹消プロセスにおける関連政府当局間の認識のばらつきは是正についても要望がある。また、一部の地域において、明確な規定なく投資性会社の分公司設立が拒否されるケースが発生しており、法的根拠のない設立拒否をしないことや、他地域と同様の取り扱いが求められている。土地使用許可についても、使用期限が近付いている企業が現れていることから、国による統一的な基準策定が求められている。

情報公開の推進

近年、中国政府の統計データについて定義の変更や発表の停止により、それまでのデータとの連続性・継続性がなくなる事例が生じている。投資判断にあたりデータの連続性・継続性は極めて重要なものであるため、可能な限り継続して発表し、定義を変更する場合は可能な限り過去にさかのぼって既存のデータを改訂するなどの対応が求められている。また、中央および地方政府は産業振興のための各種の企業支援制度を定めており、外資系企業も対象となっていることが高く評価されている一方、省、地級市など複数の行政レベルで、複数の行政部門がそれぞれ制度を定めているため内容の把握が難しいとの意見があり、統一的に全国の企業支援制度が一覧できるような情報提供が求められている。

<建議>

1. 公平な競争環境の確保

① 外商投資法および外商投資法实施条例の細則整備

外商投資法および外商投資法实施条例が2020年1月より施行され、既存の外商投資企業は2025年1月1日より前に、組織形態や組織機構の調整を完了する必要があるとされるなど、実務上、大きな制度変更直面した。一方で、実務上の細則等の法令について適宜に十分な整備がされず、企業側に混乱が生じた。今後、細則の整備にあたっては、外商投資法に則り、適時に外国商会や外資企業の意見を聴取し、反映するよう要望する。さらに、外商投資法实施条例の第29条、第30条に規定されている「外商投資企業クレーム申告業務メカニズム」について、実務上適切に運用されるよう要望する。

② 制度運用の透明化

外資系企業の対中投資のリスクと見られている不透明な制度運営について、法制度解釈の統一的運用、制度変更の際の十分な準備期間確保、諸手続の簡素化・迅速化、申請・照会に対する文書での回答といった予見可能性等に資する改善を要望する。また、明文化されていない口頭での指導や規制の実施は行わないよう要望する。

③ 「信頼できないエンティティ・リスト規定」の公平・透明な運用

2020年9月施行の「信頼できないエンティティ・リスト規定」について、処罰対象となる行為として提示されている「中国の国家主権、安全、利益の発展への危害」「正常な市場取引原則への違反」や「差別的措置」などが不明確な概念となっている。商務部等の関連部門においての同制度の運用にあたり、下位法令等により、これらの概念をより明確化することを要望する。また、同規定は米中摩擦も制定の背景として指摘されるところ、日系企業が米中間の対抗措置や恣意的な運用の対象とならないよう要望する。このほか、手続の透明性や公正性の確保、ならびに日系企業の意見に十分な配慮を要望する。

④ 「外国の法律および措置の不当な域外適用を阻止する規則」の運用基準明確化

2021年1月施行の「外国の法律および措置の不当な域外適用を阻止する規則」について、中国政府が「不当な域外適用の状況にある」と判断した場合は、中国の法人等がその他国の制裁法規等に従うことへの禁止令を発出できるとされている。一方で、「不当な域外適用の状況」といった概念があいまいであり、ビジネス上の予見性の著しい低下につながっている。どのような場合に同規則が適用されるのか等の判断基準を明確にするよう要望する。また、日系企業へ恣意的に適用することのないよう要望する。

⑤ 「外商投資安全審査弁法」の対象範囲明確化

2021年1月施行の「外商投資安全審査弁法」について、同弁法により、グリーンフィールド投資にまで外商投資の審査範囲が拡大された。且つ、審査範囲について明確な定義がないことから、審査当局に幅広い解釈の余地を残していることが指摘されている。自主申告が必要な範囲とされている「重要インフラ」「重要技術」「重要情報技術およびインターネット製品・サービス」などの範囲につき、いっそうの明確化を要望する。

2. 対外開放の拡大

⑥ 外商投資参加特別管理措置（ネガティブリスト）のさらなる緩和

2024年11月1日に施行された「外商投資参加特

別管理措置（ネガティブリスト）（2024年版）」では、制限・禁止条項が2020年版の31項目から29項目に減少し、一定の緩和が進んだ。これにより、製造業についてネガティブリスト上の参加規制は撤廃されたことを評価する。引き続き、制限・禁止項目の調整・削減にあたっては、具体的にどのようなケース、業態であれば実際に参加できるのか、解釈や解説、ガイドライン等を併せて示すことによって明確化し、且つ、その内容が行政の各レベルにおいて徹底されるような環境整備や指導を要望する。

⑦ ネガティブリスト以外の法律・法規による参加規制の緩和

2024年11月施行の「外商投資参加特別管理措置（ネガティブリスト）（2024年版）」において、「インターネットカルチャーに関する商品の経営（音楽を除く）」という表現があり、「音楽を除く」となっていることから、外資がインターネット音楽商品を取り扱う可能性を見出せるが、実際は「ネットワーク出版サービス管理規定（工業情報化部、旧国家新聞出版広電総局）」の存在等により難しいとされる。ネガティブリストを掌握する国家発展改革委員会および商務部と、同規定を掌握する工業情報化部等に対し、「外商投資参加特別管理措置（ネガティブリスト）」に合わせ、「ネットワーク出版サービス管理規定」を改正し、外資企業でも、インターネットでの音楽分野のサービスを運営できるよう要望する。

⑧ 規制緩和に向けた体制整備

各種ネガティブリストの改定や、企業が新たな分野への参加を模索する中で、上記⑦のように「外商投資参加特別管理措置（ネガティブリスト）（2024年版）」や「市場参加ネガティブリスト（2022年版）」では制限されていないが、他の関連法令によって外資への開放分野が事実上制限されており、参加が難しいといった事例が生じる場合がある。外商投資法の大きな柱である「参加前の内国民待遇とネガティブリストによる外資投資管理制度」や「外商投資企業への公平な競争環境の確立」の実現にあたり、そういった事例に対応するため、国家発展改革委員会や商務部などに対応窓口を設け、問題の把握を行うとともに関連部門との連携により必要な関連法令の改正を行うことができるよう、体制の整備を要望する。

3. 政府の規制運用・手続の明確化・簡素化

⑨ 公的標準策定プロセスの運営方法統一と透明性・公平性の向上

国家標準、業界標準などの公的標準策定プロセスにおいて、例えば会員資格、会員費用などを内資・外資で区別されることが依然見られるなど、標準工作組によって運営方法が統一さ

れておらず透明性に欠ける。「外商投資企業標準化作業指導意見」が公布され外商企業と内資企業が標準化活動で同等の待遇を得るとの方針が示されたことは高く評価するが、この方針に則った対応が徹底されるとともに、標準化活動にかかる策定・改定過程は、公開を原則とし、外国企業の標準化技術委員会や標準化策定工作組などへの参加を中国企業と同等の条件とするなど、外資企業の参画も容易にすることで透明性と公平性を高めるよう要望する。また、国家標準の解釈や制度運用による混乱を防ぎ、認証、試験等にかかわる、さらなる手続透明化と合理化を図ることを要望する。

⑩ 標準・認証関連情報の適切な開示と公布から実施までの十分な猶予期間の設定

強制標準や認証等の実施に当たり、企業に影響を与える規定や内部書簡、解釈、説明会の開催情報と一般的な質疑応答（FAQ）等に関する情報は、会議の開催を通じて内容を伝えるだけではなく、関連するすべての機関・部門のホームページ上に即時且つ正式に公布するよう要望する。また、標準の公布日から実施日まで、十分な猶予期間を取るよう要望する。特に強制標準については、公に誰もが入手可能となった日を起算日として、1年から3年程度の猶予期間を確保するべきである。強制標準の実施に伴って企業が対応措置を取る際に、並列標準が未公布であることにより、強制標準の実施日前に対応が完了できないことがある。強制標準とその並列標準については同時に公布するよう要望する。

⑪ 国有資産の譲渡手続の簡素化・明確化

国有資産の譲渡手続につき、「会社法」「企業国有資産取引監督管理弁法」等に基づき、通常の持分譲渡手続に加え、国有資産譲渡の審査・認可取得、資産評価、公開取引等の一連の手続も必要とされ、実務上で所用期間が相当必要となるため関連手続の簡素化を要望する。また、国有資産譲渡に該当するかの判断基準をより明確にするよう要望する（例えば、重大資産の定義の明確化など）。

⑫ 事業再編手続の簡素化

市場経済化が進展する中で、競争の活性化を通じて、事業再編を余儀なくされる企業が出ることは自然な流れであり、撤退、分割、合併といった事業再編にかかわる時間的、費用的負担を軽減する制度整備を要望する。2020年1月に施行されたビジネス環境改善条例においても関連する方針が示されているが、税務登記抹消にかかる時間短縮の実現や、登記簡易抹消プロセスにおける関連政府当局間の認識のばらつきは是正などが求められている。こうした措置

により、予見可能性が向上し、却って新たな投資をもたらすことや、中国の産業構造の適正化につながることを期待される。

⑬ 株式譲渡に関する手続の明確化・簡素化

外国企業（非居住者企業）間における中国国内企業の株式譲渡において、株式を売却する外国企業は「企業所得税法」および实施条例、「印紙税法」に基づいて、譲渡完了日から15日以内に譲渡対象企業が所在する地域の税務局に企業所得税および印紙税の納税申告を行う必要がある。実際には中国の代理人を起用して納税申告することが一般的となっているが、この方法であると申告漏れが発生する恐れもある。例えば、譲渡対象企業が株主名簿変更等の手続を行う際に同時に代理申告する仕組みにするなど、中国国内に所在する企業が代理申告、源泉徴収の義務を負うのが望ましいと考えるが、現状は明確な規定がない。企業投資性資産の入替え促進や申告漏れによるコンプライアンスリスク低減の観点から、譲渡や減資にかかる手続の明確化ならびに簡素化を要望する。

⑭ 土地使用許可更新に関する詳細規定の制定

土地使用許可について、1990年制定の「都市国有土地使用権譲渡および再譲渡暫定施行条例」において工業用地の最長使用期限は50年と定められている。同時に、現地政府からの要求で同条例にて規定された最長期限よりも短い期間での土地使用契約が求められた場合もあり、90年代に中国に進出した日系企業の中には、土地使用期限が近付いている企業も現れている。一方で、土地使用期限の更新にあたり、必要な手続や費用などの詳細について、国による統一的な基準が定められていない。近い将来多くの企業が土地使用契約の更新時期を迎えることが予想されており、混乱を避けるために、早期の詳細規定の制定を要望する。

⑮ 外国人の法定代表者によるオンライン手続

法定代表者が外国人である外資企業は数多く存在する。外国人が法定代表者の場合、実名認証のための顔認証によるオンライン上の操作ができないケースがある。このため、董事変更、経営範囲変更等企業登録および届出手続を申請する際に、法定代表者本人が窓口で手続を行うか、もしくは授權委託書にて代理人が対応することが必要になるため、企業登録および届出手続の簡素化を要望する。なお、法定代表者が海外にいる場合は海外で関連法的文書を署名した上で送付する必要もあり手続上の負担が生じている。各地の市場監督管理部門においてシステムを改善し、外国人が法定代表者であっても、オンライン上での手続に支障が出ないことを要望する。

4. 情報公開の推進

⑩ 連続的・継続的な統計・調査データの発表

国家統計局発表のデータにつき、2023年から固定資産投資額について統計範囲が変更され、前年の数値との連続性がなくなっている。また、16～24歳の都市部調査失業率は2023年6月分を最後に発表が停止され、2024年1月に新たな定義のもとに発表が再開された。中国人民銀行による都市部預金者・銀行・企業家を対象としたアンケート調査は、2023年第2四半期を最後に発表が停止され、2024年3月になり未発表分がまとめて発表されたが、現在では再度発表が滞っている。統計・調査データをより実態に即したものにするための制度変更の必要性は理解できる一方、投資判断にあたりデータの連続性・継続性は極めて重要なものである。政府機関による統計・調査データは可能な限り継続して発表し、定義を変更する場合は可能な限り過去にさかのぼって既存のデータを改訂するなどの対応を要望する。

⑪ 企業支援策の統一的な情報提供

中央および地方政府は、産業振興のための各種の企業支援制度を定めており、多くの場合外資系企業も対象となっていることを高く評価する。一方で国、省、地級市など複数の行政レベルで、複数の行政部門がそれぞれ制度を定めているため、外資系企業にとって、自身が利用できる支援策の把握が難しくなっている。統一的に全国の企業支援制度が一覧できるような情報提供を要望する。